

認知症対応型共同生活介護
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

運営規程

社会福祉法人 慶生会
グループホーム 清揚苑

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶生会(以下「本会」という。)が開設するグループホーム 清揚苑が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同介護生活介護事業(以下「本サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所は、居宅において常時介護を受けることが困難な認知症高齢者の入居を受け入れて適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の基本方針)

- 第3条 事業所は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者の処遇に関する認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護サービス計画」という)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って本サービスを提供するよう努めるものとする。
- 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 グループホーム 清揚苑
(2)所在地 豊中市庄内宝町1丁目4番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種及び員数

- (1)代表者 (常勤1名)
(2)管理者 (常勤1名)
(3)計画作成担当者 (常勤1名、介護職兼務)
(4)介護職員 (常勤9名、うち1名計画作成兼務、非常勤6名)

2 職務内容

- (1)代表者 事業所の業務を統括するとともに、事業所の管理運営に当たる。
(2)管理者 職員及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている本サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
(3)計画作成担当者 介護サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。
(4)介護職員 利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提

供に当たる。

(職員の勤務体制等)

第6条 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

- 2 管理者は、毎月の勤務表を前月25日までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 事業所は、当該事業所の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者の遭遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(会議)

第7条

1 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1)職員会議 | (6)給食会議 |
| (2)サービス検討会議 | (7)防災会議 |
| (3)職員研修会 | (8)運営推進会議 |
| (4)主担会議 | |
| (5)介護職員会議 | |

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

(入居定員)

第8条 事業所の利用者の定員は、18人までとする。

Aユニット(4階) 9人 Bユニット(4階) 9人

2 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 事業所は、サービスの提供等を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するよう努めるものとする。

(入退居)

第11条 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、介護サービスを提供するものとする。

- 2 事業所は、利用に際して主治の医師の診断書等により、認知症であることを確認する。
- 3 事業所は、正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。
- 4 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は適切な病院若しくは診療所又は介護老

人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 5 事業所は、利用申込者の利用に際しては、その者的心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
- 7 前項の検討に当たっては、管理者、介護職員、計画作成担当者等の職員間で協議しなければならない。
- 8 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれこととなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
- 9 事業所は、利用者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第12条 事業所は、利用の際に要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 事業所は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等、有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退居の記録の記載)

- 第13条 事業所は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している共同生活住居の名称又の退居に際しては退居年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第14条 事業者が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬上の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額(別紙利用料金表①)を徴収することができる。
 - (1) 家賃等(家賃+管理・共益費+光熱水費相当分)
 - (2) 食材料費(おやつ代含む)
 - (3) 理美容代
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの(実費)
 - (5) おむつ代(実費)
 - 3 事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
 - 4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(介護サービス計画の作成)

第16条 管理者は、計画作成担当者に介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定により作成する介護サービス計画に用いる課題分析表は、包括的自立支援プログラム(三団体ケアプラン策定研究会方式)とする。
- 3 介護サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議の上、介護サービス計画の目標及び提供期間(予防含む)、サービスの内容、注意すべき事項等を記載した介護サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 5 計画作成担当者は、介護サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 6 計画作成担当者は、介護サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行うことにより、介護サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、前項に規定する介護サービス計画の変更について準用する。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第17条 事業所は、利用者について、その者の要支援状態・要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適当に行うものとする。

- 2 サービスの提供は、介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 事業所職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、外部評価とその結果の公表をし、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。

- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 7 事業所は、利用者に対し、その負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第19条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第20条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者やその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第21条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行いうるものとする。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第22条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第23条 往診医師や訪問看護師による健康管理を行います。
また、緊急等必要な場合には医療機関等に引継ぎいたします。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第24条 事業所は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね1ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に円滑に利用することができるようとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してそ

の旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(利用に当たっての留意事項)

第26条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、利用者相互の親睦と融和に努めなければならぬ。

- (1) 火気の取扱いに注意するとともに、喫煙はしないこと。
 - (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
 - (4) 許可なく飲酒しないこと。
- 2 利用者が外泊しようとするときは、管理者に届け出て、許可を得なければならない。
 - 3 利用者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を事業所の職員に申し出なければならない。

(緊急時における対応)

第27条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故が発生又は再発することを防止するために次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(1回/3カ月)及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。(年2回以上及び新規採用時)
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第29条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。年2回(うち一回は夜間想定)また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理・感染症対策)

第30条 事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないようにするた

め、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回程度定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施する。(年2回以上及び新規採用時)
また感染症発生時に備え定期的に、隔離・感染対策等のシミュレーションの為の訓練を行う。(年2回)
- (4) 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(業務継続計画に向けた取り組みの強化についての事項)

- 第31条 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」)を策定し当該業務継続計画に従い次の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は認知症対応型共同生活介護従業者に対して業務継続計画遂行において必要な研修(年2回以上及び新規採用時)及び訓練(年2回)の実施を行う。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関等)

- 第32条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておく。
- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。
 - 3 事業所は、併設する特別養護老人ホームや居宅介護支援事業所と連携を図り、退居者の支援を行うよう努める。

(苦情処理)

- 第33条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は、当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第34条 事業所の職員は、正当な理由なく、個人情報等業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、個人情報等業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、個人情報等入居者に関する情報を提供

する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。事業所は、利用者が利用する際の個人情報の利用について、利用者及び家族(身元引受人)にあらかじめ文書により同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

- 第35条 事業者及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者等又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業者及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者等又はその従事者から、当該事業所から退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(提示及び広告等)

- 第36条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。
- 2 事業所は、事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(地域との連携等)

- 第37条 事業所は、その運営に当たっては利用者・利用者の家族・当該事業に知見を有する者及び地域の関係者等で構成する運営推進会議をおおむね2ヶ月に一回開催することにより、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 運営推進会議から出された要望・助言について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(会計区分)

- 第38条 事業者は、本サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
- 2 事業所の経理は、本会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備等)

- 第39条 施設は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関し「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第70号。以下「市条例」という。)第128条第2項各号及び「豊中市指定地域密着型介護予防の事業の人員、設備及び運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第74号。以下「予防条例」という。)第86条第2項各号に基づき、整備するものとする。
- 2 前項に掲げた記録については、市条例第128条第2項及び予防条例第86条第2項の規定に基づき完結の日から5年間保存するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第40条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同

生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 緊急やむを得ない場合に身体拘束をする時は、あらかじめ家族に利用者の身体拘束に至る経緯を十分に説明し、同意を得るものとする。
 - (3) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかつた理由を記録する。
- 3 事業所は身体拘束の適性化を図る為に次の措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を1回/3ヶ月、開催すると共にその結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束適性化の為の指針を整備する。
 - (3) 介護職員その為の従業者に対し、身体拘束等の適性化の為の研修を定期的に開催する。(年2回以上及び新規採用時)

(虐待防止に関する事項)

第41条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会の実施(1回/3ヶ月)
- (2) 従業者に対する研修の実施(年2回以上及び新規採用時)
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 虐待防止の為の指針の整備

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第42条 事業所は職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する為の方針を明確化する。

- (1) ハラスメントに関する方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ適切に対応する為に必要な体制を整備
- (3) ハラスメントを防止する為に従業者に対する研修の実施(年2回以上及び新規採用時)

(その他運営に関する留意事項)

第43条 事業所は全ての介護事業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。本事業の社会的使命を充分認識し常に職員の質的向上を図るために研修の機会を下記の通り設けるとともに業務の執行体制についても検証・整備する。

- (1)採用時研修 採用後 2か月以内
- (2)継続研修 月 1回以上

第 44条この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶生会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(短期利用共同生活介護)

第 45条

事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき 1 名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担する。

(入退居にあたっての留意事項)

第46条

短期 利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日 一部改訂
令和 3年 11月 1日 一部改訂
令和 5年 11月 1日 一部改訂
令和 6年 11月 1日 一部改訂

■利用料

サービス利用料金 一割負担(日額)

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	7,884 円	7,927 円	8,295 円	8,548 円	8,717 円	8,896 円
うち介護保険から給付される金額	7,095 円	7,134 円	7,465 円	7,693 円	7,845 円	8,006 円
サービス利用に係る自己負担	789 円	793 円	830 円	855 円	872 円	890 円

サービス利用料金 二割負担 (日額)

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	7,884 円	7,927 円	8,295 円	8,548 円	8,717 円	8,896 円
うち介護保険から給付される金額	6,307 円	6,341 円	6,636 円	6,838 円	6,973 円	7,116 円
サービス利用に係る自己負担	1,577 円	1,586 円	1,659 円	1,710 円	1,744 円	1,780 円

サービス利用料金 三割負担(日額)

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	7,884 円	7,927 円	8,295 円	8,548 円	8,717 円	8,896 円
うち介護保険から給付される金額	5,520 円	5,578 円	5,806 円	5,983 円	6,101 円	6,227 円
サービス利用に係る自己負担	2,364 円	2,379 円	2,489 円	2,565 円	2,616 円	2,669 円

※ 上記利用料には地域区分別の単価（4級地 10.54 円）が含まれています。

- ☆ 入居者様状況・体制整備状況等により、加算させて頂く項目があります。
- ※ 利用料金に介護職員処遇改善加算Ⅰ（×111/1000）が加算されます。
- ※ 利用料金に特定処遇改善加算（×32/1000）が加算されます。
- ※ 入居より30日間については初期加算として{30単位/日（1割負担32円）}が加算されます。
- ※ 利用料金に口腔衛生管理体制加算{30単位/月（1割負担32円）}が加算されます
- ※ 利用料金に医療連携体制加算{39単位/日（1割負担41円）}が加算されます。
- ※ 利用料金に夜間支援体制加算Ⅱ{25単位/日（1割負担27円）}が加算されます。
- ※ 利用料金にサービス提供体制加算（Ⅲ）{22単位/日（1割負担24円）}が加算されます。
- ※ 利用料金に認知症ケア加算Ⅰ{3単位/日（1割負担3円）}が加算されます。
- ※ 利用料金に生活機能向上連携加算{200単位/月（1割負担235円/月）}が加算されます。
- ※ 栄養管理体制加算{30単位/月（1割負担32円/月）}が加算されます。
- ※ 科学的介護推進体制加算{40単位/月（1割負担43円/月）}が加算されます。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算{20単位/6か月（1割負担211円/6か月）}が加算されます。
- ※ 看取り介護を行う際には、上記利用料に看取り介護加算（1日あたりの単位数につきましては、下記解説欄のとおり）が加算されます。

【看取り介護加算について】

医師が終末期であると判断した利用者について、ご利用者又はご家族等の同意を得て医師、訪問看護師、介護職員等が共同して看取り計画書を作成し、当施設で看取り介護を行った場合、死亡日を含め45日を上限として、死亡月に下記の料金が加算されます。但し、在宅に戻ったり、医療機関への入院等により、当施設において看取り介護を実施した期間を除き退所した場合は、退所した日の翌日から死亡日までの間は料金の発生はありません。又、退所した日から死亡日までの期間が45日以上あった場合は、看取り介護加算の算定はありません。

※当該計画が作成され実施した、死亡日以前31～45日までは、1日につき 76円が加算されます。死亡日以前の4～30日までは 1日につき 152円が加算されます。死亡日の前日・前々日は 1日につき 717円、死亡日は 1日 1,350円が加算されます。

■短期利用共同生活介護（介護予防含む）利用料金

サービス利用基本料金(日額)

ご利用者 の 要介護度	要支援 2 776単位	要介護 1 780単位	要介護 2 816単位	要介護 3 840単位	要介護 4 857単位	要介護 5 873単位
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

«1割負担»

サービス 利用料金	<u>8,180</u> 円	<u>8,222</u> 円	<u>8,601</u> 円	<u>8,820</u> 円	<u>9,033</u> 円	<u>9,202</u> 円
うち介護 保険から 給付 される金 額	<u>7,362</u> 円	<u>7,399</u> 円	<u>7,740</u> 円	<u>7,938</u> 円	<u>8,129</u> 円	<u>8,281</u> 円
サービス 利用に係 る 自己 負担	<u>818</u> 円	<u>823</u> 円	<u>861</u> 円	<u>882</u> 円	<u>904</u> 円	<u>921</u> 円

«2割負担»

サービス 利用料金	<u>8,180</u> 円	<u>8,222</u> 円	<u>8,601</u> 円	<u>8,820</u> 円	<u>9,033</u> 円	<u>9,202</u> 円
うち介護 保険から 給付 される金 額	<u>6,544</u> 円	<u>6,577</u> 円	<u>6,880</u> 円	<u>7,056</u> 円	<u>7,226</u> 円	<u>7,361</u> 円
サービス 利用に係 る 自己 負担	<u>1,636</u> 円	<u>1,645</u> 円	<u>1,721</u> 円	<u>1,764</u> 円	<u>1,807</u> 円	<u>1,841</u> 円

«3割負担»

サービス 利用料金	<u>8,180</u> 円	<u>8,222</u> 円	<u>8,601</u> 円	<u>8,820</u> 円	<u>9,033</u> 円	<u>9,202</u> 円
--------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

うち介護 保険から 給付 される金 額	<u>5,726 円</u>	<u>5,755 円</u>	<u>6,020 円</u>	<u>6,174 円</u>	<u>6,323 円</u>	<u>6,441 円</u>
サービス 利用に係 る 自己 負担	<u>2,454 円</u>	<u>2,467 円</u>	<u>2,581 円</u>	<u>2,646 円</u>	<u>2,710 円</u>	<u>2,761 円</u>

※ 上記利用料には地域区分別の単価（4 級地 10.54 円）が含まれています。

☆ 入居者様状況・体制整備状況等により、加算させて頂く項目があります。

※ 利用料金に介護職員処遇改善加算 I ($\times 111/1000$) が加算されます。

※ 利用料金に特定処遇改善加算 ($\times 32/1000$) が加算されます。

※ サービス提供体制強化加算 (III) 1 日 22 単位 (1 割負担で 23 円/日)

※ 夜間体制支援加算 (II) 1 日 25 単位 (1 割負担で 26 円/日)

※ 医療連携体制加算 (I) 1 日 39 単位 (1 割負担で 41 円/日) ※予防は含まず

■全額自己負担となる利用料金

① 家賃等

家賃／月	63,000 円 (1 日あたり目安 2,100 円)
管理費・共益費／月	18,000 円 (1 日あたり目安 600 円)
光熱水費・他／月	11,000 円 (1 日あたり目安 367 円)
食材料費（おやつ含む）／日	50,400 円 (1 日あたり 1,680 円)
合計（食費を 30 日換算）	141,500 円

※ 月途中の入居、退去は日割り計算致します。

※ 食費については、1 食でも喫食された場合は、1 日分の食費をいただきます。

■短期利用共同生活介護（介護予防含む）

居室代（日額）：2,100 円 ※1 泊 2 日の場合は、4,200 円となります。

食費（日額）：1,680 円 ※内訳（朝食：420 円 昼食：630 円 夕食：630 円）

紙おむつ価格

商品名	1パックの価格	1枚当たり
いちばん尿取りパットスーパー男女共用	744 円	16 円
いちばんビッグパッド	1,253 円	42 円
いちばんワイドパッド	703 円	24 円
いちばんパンツ スーパーS	1,681 円	77 円
いちばんパンツ スーパーM	1,670 円	84 円
いちばんパンツ スーパーL	1,691 円	94 円
いちばんパンツ スーパーLL	1,528 円	96 円
いちばん幅広め簡単テープ止め S	2,057 円	94 円
いちばん幅広め簡単テープ止め M	1,874 円	94 円
いちばん幅広め簡単テープ止め L	1,772 円	105 円